

岩手県告示第409号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、坂本昌司に対し、第十八常磐丸（漁船登録番号 I T 3 - 45930）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

令和4年6月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 令和4年7月13日(水) 午前9時から
- 2 場所 久慈市八日町一丁目1番地 久慈地区合同庁舎4階第1会議室